

議案第16号

養父市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

養父市附属機関の設置等に関する条例（平成30年養父市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表1 市長の附属機関の部に次の1項を加える。

養父市史跡八木城跡整備検討委員会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第119条の規定に基づく史跡八木城跡の保存及び整備の適切かつ円滑な推進に関する事項その他必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議すること。
------------------	--

別表2 教育委員会の附属機関の部に次の1項を加える。

養父市遺跡調査検討委員会	市内に所在する遺跡のうち、歴史上又は学術上の価値が高いものに対する適切な評価その他必要な事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議すること。
--------------	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第16号 養父市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 市長の附属機関		1 市長の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
養父市まちづくり計画 評価検証委員会	養父市まちづくり計画で設定した数値目標及び具体的な施策並びに重要業績評価指標(KPI)を基に実施した事業効果に関する事項の評価及び検証について、市長の諮問に応じ、審議すること。	養父市まちづくり計画 評価検証委員会	養父市まちづくり計画で設定した数値目標及び具体的な施策並びに重要業績評価指標(KPI)を基に実施した事業効果に関する事項の評価及び検証について、市長の諮問に応じ、審議すること。
(略)	(略)	(略)	(略)
養父市教育のあり方検討委員会	養父市が目指す望ましい教育のあり方、子育てのあり方、教育施設等のあり方等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議すること。	養父市教育のあり方検討委員会	養父市が目指す望ましい教育のあり方、子育てのあり方、教育施設等のあり方等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議すること。
		<u>養父市史跡八木城跡整備検討委員会</u>	<u>文化財保護法（昭和25年法律第214号）第119条の規定に基づく史跡八木城跡の保存及び整備の適切かつ円滑な推進に関する事項その他必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議すること。</u>
2 教育委員会の附属機関		2 教育委員会の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
養父市教育委員会外部 評価委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づく教育委員会の権限に属する教育委員会に関する事	養父市教育委員会外部 評価委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づく教育委員会の権限に属する教育委員会に関する事

現 行		改 正 案	
	項、教育施策に関する事項及び教育施設に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、検証及び評価すること。		項、教育施策に関する事項及び教育施設に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、検証及び評価すること。
(略)	(略)	(略)	(略)
養父市立学校整備計画策定委員会	市立学校の適正規模及び適正配置に関する事項及び市立学校の施設整備計画の策定に関する事項その他必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議すること。	養父市立学校整備計画策定委員会	市立学校の適正規模及び適正配置に関する事項及び市立学校の施設整備計画の策定に関する事項その他必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議すること。
		養父市遺跡調査検討委員会	市内に所在する遺跡のうち、歴史上又は学術上の価値が高いものに対する適切な評価その他必要な事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議すること。